

四月廿九日付の通り、新築道新生苑の停止に一方協一社、四月廿三日の
七月五十一日付の通り、高部側ノ多岐協定ノ無視シ協定ニ物ク支拂
レナリトシ且高部側ニモ既述ノ如ク乱電シ候ニ市價低減ノ
結果一袋ノ工料ク下レ且下ノトモ無効限地事ナリトシ端々三四月
日工部側ノ七月五十一日工料支拂及工部事務ノ督促ノ要ムルニモ
漫々且四月五日工部側ノ四日五日後業シ左旨全書無事ナリトシ
ク此に要ムル程出スヘク、決意ス

一、一袋工料七四五十ノ義陽止ニ休業ヲ進境シ且ノ旨高部側代
表者本林官至留令長シ通達ナリト

二、協定工料不足額ノ溯及後和ハ第九日迄格付ヲ無効化スル
上取之ニ着目ス

四月廿六日浦修留之ノ幹進シテ此に条件ノ解決ス

一、工料ハ検査制数ハ左ノ五等トナフ

協定一袋 八月五十一日

一袋 八月

二袋 七月五十一日

三袋 七月

四袋 未定

五、検査方針

各建設之進捗は旧年度中代深方ニテノ開キ検査制数ノ確立ス
ハスル、検査制数ノ成立スルニテノ工料ハ控米、同一袋ニ付七
四五十ノ二六取リスル

材徳会貸付社、社長鈴木一平

新築他、各所ノ市南道

検査方、九九九